

GX、DXによる社会課題解決にむけた兵庫県立大学型次世代研究者育成プログラム (SPRING プログラム) 研究奨励費・研究費の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県立大学大学院博士後期課程（以下「本課程」という。）において、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「JST」という。）次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING: Support for Pioneering Research Initiated by the Next Generation）」（以下「JST・SPRING制度」という。）の支援を受けて行う「GX、DXによる社会課題解決にむけた兵庫県立大学型次世代研究者育成プログラム（以下「SPRINGプログラム」という。）」により本課程学生に支給する研究奨励費・研究費に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究奨励費・研究費の支給の目的)

第2条 兵庫県立大学の特色が活かせるGX・DXの分野で、将来の我が国の科学技術・イノベーションの将来担う優秀な志ある人材の育成や増加を図るために、本課程学生の処遇向上、研究力向上及びキャリアパスの支援を行うことを目的とする。

(事業推進体制)

第3条 SPRINGプログラムを推進するため、次の各号に定める体制を整備する。

- 一 産学連携・研究推進担当副学長が指名する事業統括、第4条に規定する対象研究科等の教員、学外有識者等から構成される「SPRINGプログラム運営委員会」（以下「運営委員会」という。）を設置する。
- 二 運営委員会の議を経て「SPRINGプログラム研究奨励費・研究費支給審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。
- 2 運営委員会及び審査委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(対象となる研究科)

第4条 対象となる研究科は次の各号のとおりとする。

- 一 大学院理学研究科
- 二 大学院工学研究科
- 三 大学院情報科学研究科
- 四 大学院環境人間学研究科
- 五 大学院社会科学研究科

(採用人数)

第5条 採用人数は対象となる研究科・専攻に関係なく毎年度6名程度とし、予算の範囲内において事業統括が別に定める。

(申請資格)

第6条 SPRING プログラムへの申請資格を有する者は、優れた研究能力を有し、研究に専念することを希望する研究奨励費支給開始年度の4月1日現在、第4条に規定する研究科の本課程に在籍し標準修業年限が1年以上残っている者とする。

ただし、JST・SPRING 制度と同趣旨の、学生自身の自由で挑戦的・融合的な研究に専念するための国費による研究費支援を受ける者（独立行政法人日本学術振興会（以下「JSPS」という。）の特別研究員、独立行政法人国際協力機構（JICA）から研究費の支援を受ける JICA 留学生、JST「日 ASEAN 科学技術・イノベーション協働連携事業（NEXUS）」の若手育成対象者等）を除く。

（研究奨励費、研究費の支給額・支給期間・支給方法等）

第7条 支援対象者に対する支援の内容はそれぞれ別表1のとおりとする。

2 研究奨励費、研究費の支給額、支給期間および支給方法、研究費の使途は、それぞれ次の各号のとおりとする。

一 研究費は年額50万円を上限、研究奨励費は月額17万円とし、支給期間は標準修業年限内（最大3年間）とする。

ただし、休学等により支援期間を中断する場合、復学する年度の研究費支給金額は、休学を開始した年度における研究費執行残額とする。

二 研究奨励費の支給定日は原則毎月16日（以下「支給定日」という。）とし、研究奨励費の受給が決定した学生（以下「支給対象学生」という。）が指定する支給対象学生名義の銀行口座への口座振込の方法により支給する。ただし、口座が確認できない等のため、支給定日に支給することができないときは、翌月以降の支給定日に支給する。

三 出産・育児・傷病・留学等で、研究を継続することが困難になり休学する場合、事業統括の判断で、原則2年間を上限に、支援期間の中断・延長等を行う場合がある。

四 研究費は、商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究（市場動向調査を含む。）や業として行う受託研究のために使用してはならない。

（支給対象学生の決定）

第8条 支給対象学生は審査委員会の審査を経て決定する。ただし、令和5年度末時点で、ひょうご創生フェローシップの支援学生で、標準修業年限内の学生は、審査を免除され、支給対象学生となる。

2 審査項目は、次の各号のとおりとする。

一 科学技術研究の将来を担う優れた研究者となることが十分期待できること。
二 これまでの研究実績が優れていること。また、今後取り組む研究内容が優れていること。
三 今後の研究計画が妥当と認められること。
四 今後のキャリアパスに展望を有していること。

3 前項各号に掲げる項目毎に、審査委員会の各委員が絶対評価により5段階の評点（5:非常に優れている、4:優れている、3:良好である、2:普通、1:見劣りする）を付し、その点数を踏まえて、総合的に研究者としての資質及び能力を判断した上で、支給対象学生を決定する。

- 4 審査時期は支給開始年度の4月末日までとする。
- 5 事業統括は、研究奨励費の支給開始日までに、支給対象学生の氏名を公表する。

(受給申請)

第9条 支給対象学生となった者は、研究奨励費受給申請書（様式第1号）、宣誓書（様式第2号）及び振込依頼書（様式第3号）を、別に定める期日までに事業統括に提出しなければならない。

(支給対象学生の義務)

- 第10条 支給対象学生は次の各号の義務を負うものとする。
- 一 研究計画を踏まえた研究活動に専念すること。
 - 二 大学が実施する研究力向上等に関するプログラムに参加すること。
 - 三 研究活動の状況を毎月指導教員に報告し、所属確認書（様式第4号）により指導教員の確認を得て、事業統括に提出すること。
 - 四 メンター等による面談を定期的に受けること。
 - 五 事業統括が指定する研究倫理教育に関するプログラムを受講すること。

(研究費の追加支給)

- 第11条 研究費について、第7条第2項第1号の規定にかかわらず、研究の進捗状況、必要性、大学が実施する研究力向上等に関するプログラムの実施状況等により、追加支給を行う場合がある。
- 2 研究費の追加受給を希望する者は、研究費追加受給申請書（様式第5号）を、別に定める期日までに事業統括に提出しなければならない。
 - 3 研究費の追加支給対象学生及び追加支給金額は審査委員会の審査を経て決定する。
 - 4 審査委員会は、第2項の申請書について総合的に検討し、適・条件付き適（支給額の見直しなど）・不適の3段階で判定する。

(支給の取消)

- 第12条 事業統括は、支給対象学生が、次の各号のいずれかの事実に該当する場合は、事実が生じた月の翌月以降の研究奨励費等の支給を停止し、又は取消すことができる。
- 一 第6条の資格を喪失した場合
 - 二 研究計画の遂行状況または第10条の義務の履行状況が不十分と認められる場合
 - 三 本人から辞退の申し出があった場合
 - 四 研究費の不正使用、不正受給及び研究上の不正行為を行った場合
 - 五 その他事業統括が支給を停止し、又は取り消すべき事由があると判断した場合

(研究奨励費等の返還)

- 第13条 前条の規定により支給を取り消した場合は、事業統括が別に定めるところにより、研究奨励費等の全部又は一部の返還を請求することができる。

- 2 支給対象学生は、前項の規定に基づき返還請求を受けたときは、速やかに取消しに係る研究奨励費等を返還しなければならない。

(特別な事情による支給停止)

第14条 事業統括は、審査委員会の議を経て、予算等の状況により研究奨励費等の減額又は支給の停止を行うことができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、研究奨励費の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、「兵庫県立大学大学院博士後期課程フェローシップの支給に関する要綱」は廃止する。

附 則（令和6年6月12日改正）

この要綱は、令和6年6月12日から施行する。

附 則（令和6年12月12日改正）

この要綱は、令和6年12月12日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年2月3日から施行する。
- 2 この要綱の施行日までに支援対象者となった者については、改正後の第7条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

別表1（第7条第1項関係）		支援の内容	
支援対象者		研究奨励費	研究費
		月額17万円	年50万円（上限）
区分1	次のいずれかに該当する日本人学生等。ただし、生活費相当額として十分な水準（240万円以上/年）で、給与・役員報酬等の安定的・固定的な収入を得ていると認められる者を除く。		
	(1) 日本国籍を有する者（日本人及び日本に帰化した外国人）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第3条に規定する特別永住者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	(3) 出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）別表第二に掲げる「永住者」、「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」の在留資格により在留する者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	(4) 入管法別表第二に掲げる「定住者」の在留資格により在留する者のうち、将来永住する意思があると認められた者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	(5) 入管法別表第一の四に掲げる「家族滞在」の在留資格により在留する者のうち、次のいずれにも該当する者 ① 国内で出生又は12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて入国した者 ② 大学等の卒業・修了後も日本で就労して定着する意思があると認められた者 ③ 大学等の卒業・修了後も日本で就労して定着する意思があると認められた者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	(6) 本邦における在留期間とその他の事情を総合的に勘案して（5）に掲げる者に準ずると認められた者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	(7) 区分1（1）～（6）に該当する者のうち、民間等の給付型奨学金により年間240万円以上（複数獲得している場合はその合計）生活費支援を受けている者又は受けることができる者	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
区分2	次のいずれかに該当する留学生等（日本政府から奨学金を得ている留学生（国費外国人留学生制度の対象学生）を含む）。ただし、収入の有無に関わらず国内外の機関・法人に役員・職員等として所属しながら本課程に籍を置く者を除く。		
	(1) 入管法別表第一の四に掲げる「留学」の在留資格により在留する者	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
	(2) 入管法別表第二に掲げる「定住者」の在留資格により在留する者（区分1（4）に該当する者を除く）	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
	(3) 入管法別表第一の四に掲げる「家族滞在」の在留資格により在留する者（区分1（5）に該当する者を除く）	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
区分3	次のいずれかに該当する社会人学生等。		
	(1) 生活費相当額として十分な水準（240万円以上/年）で、給与・役員報酬等の安定的・固定的収入を得ていると認められる者（いわゆる社会人学生）のうち、日本の法人格を有する会社法人、国家公務員、地方公務員、企業以外の法人（独立行政法人、財團法人／社団法人、医療法人、NPO法人等）の職員等	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
	(2) 区分2（1）に該当する者のうち、海外企業の日本法人を含む日本の法人・機関、海外の大学及び公的研究機関など非営利の機関・法人のいずれかに所属する者（収入の有無に関わらず）	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
	(3) 日本政府から奨学金を得ている留学生（国費外国人留学生制度の対象学生）のうち、政府所属の者（収入の有無に関わらず）	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>

(様式第1号)

年度 SPRING プログラム研究奨励費受給申請書

年 月 日

事業統括 様

郵便番号 _____
住所 _____
メールアドレス _____
携帯電話番号 _____
学籍番号 _____
氏名 _____

年 月分から、研究奨励費の受給を申請します。

研究奨励費に関しては、受給者の雑所得となりますので、自ら確定申告を行い、納期内に納税します。

※ 学籍番号は、確定後に記入のこと。

(様式第2号)

宣誓書

SPRING プログラム研究奨励費等の支給決定後は、当該支給要綱の項目及び下記の項目について遵守するとともに、支給対象外となる事由が生じた場合その他変更があった際には直ちに届け出ます。

また、支給取消しとなった場合には、速やかに取り消しにかかる研究奨励費等を返還します。

記

- 1 受給開始から1年以上継続して、博士後期課程に所属します。
- 2 JST・SPRING 制度と同趣旨の、学生自身の自由で挑戦的・融合的な研究に専念するための国費による研究費支援を受ける者（独立行政法人日本学術振興会（以下「JSPS」という。）の特別研究員、独立行政法人国際協力機構（JICA）から研究費の支援を受ける JICA 留学生、JST 「日 ASEAN 科学技術・イノベーション協働連携事業（NEXUS）」の若手育成対象者等）ではありません。
- 3 研究奨励費等の受給決定後、大学のホームページにおいて氏名を公表されることに異議ありません。

(以下、研究奨励費受給対象者について)

- 4 生活費相当額として給与・役員報酬、民間等の給付型奨学金（複数獲得している場合はその合計）等により年240万円以上の安定的・固定的な収入を得ている又は得ることが可能である学生ではありません。
- 5 研究奨励費に関して、確定申告を行い、納期内に納税します。

年 月 日

郵便番号 _____

住所 _____

メールアドレス _____

携帯電話番号 _____

学籍番号 _____

氏名 _____

(様式第3号)

振込依頼書

年 月 日

郵便番号 _____
住所 _____
メールアドレス _____
携帯電話番号 _____
学籍番号 _____
氏名 _____

研究奨励費を下記の銀行へ振り込み願います。

記

(振込先)

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・農協 (金融機関コード:)

_____ 支店 (支店コード:)

預金種別 普通預金

口座番号 _____

(フリガナ)

口座名義 _____

(添付書類)

通帳の写し (表面、その他上記振込先の内容が記載されているページ)

(様式第4号)

所属確認書

学籍番号_____

氏名_____

【所属確認欄】

兵庫県立大学大学院博士後期課程に所属し、学業・研究に専念していることを確認しました。

年・月	日付	指導教員印	申請者印	整理欄
_____年4月				
_____年5月				
_____年6月				
_____年7月				
_____年8月				
_____年9月				
_____年10月				
_____年11月				
_____年12月				
_____年1月				
_____年2月				
_____年3月				

※ 毎月末に指導教員の確認印を受け、社会価値創造機構構事務局に提出すること。

押印欄はサインでも可

(様式第 5 号)

年 月 日

事業統括 様

SPRING プログラム研究費 追加受給申請書

学籍番号	氏名	連絡先（電話番号）
追加要望額		万円
年度の主たる業績		
追加予算の必要性と使途		
追加予算により期待される効果		
指導教官名（署名又は記名押印）		